

禁止行為

当施設における禁止行為は次に掲げる行為、或いはこれらに類する行為とし、指定管理者はこれらの禁止行為を発見した場合は、直ちに当該行為者に対し行為の中止を求め、これを排除するものとする。

①安全対策を侵す行為

(例) 制限区域への侵入、埠頭保安設備の破損

②当施設内の花木や施設を破損し、または汚損する行為

(例) 花木の伐採、焚き火、花火、バーベキュー、ゴミの廃棄、落書き、犬の糞尿の放置

③危険な行為

(例) 打ち上げ花火、キャッチボール、サッカー、スケボー、釣り、ゴルフクラブの素振り、芝生すべり

④他人に迷惑、不快感を与える行為

(例) 大音量の音楽、鳥への餌やり、駐車場以外への車両(自転車を含む)の乗入れ、犬の放し飼い

■利用上の注意■

許可なく次の行為をしてはならない

行商・募金・その他これらに類する行為

業として写真または、映画を撮影すること

興行をすること

集会・展示会・博覧会・その他これらに類する催しを行うこと

鳥・獣・魚類を捕獲し、または殺傷すること

張り紙、若しくは張り紙をし広告を表示すること

その他、利用規則第2条に抵触する行為

施設の維持について

各施設の使用について許認可させて頂く際、下記のとおりご協力頂きますようお願いいたします。

- ① 資機材の搬入・搬出及びこれらの設置・撤去の際、施設を損傷及び汚損しないよう、適切な養生を行って下さい。また、使用後は利用者の負担において現状復旧をお願いします。
 - ② 芝生への車両の直接的な進入は、禁止と致します。
 - ③ 当施設内全域で、火気の使用は原則禁止いたします。
 - ④ ゴミは、原則利用者にお持ち帰り頂くようお願いいたします。また、当組合にその処分を委託する場合は、別途精算となり、その際は指定場所へのゴミの運搬・集積をお願い致します。
 - ⑤ テープ類、のり等は、建物（壁麵・カウンター・床ほか）に絶対に使用しないで下さい。
 - ⑥ 使用許可を受けた設備及び器具以外は使用しないで下さい。また、無断で機器を持ち込み使用しないで下さい。
 - ⑦ 使用許可を受けた施設以外に無断で立ち入らないで下さい。
 - ⑧ 駐車場の駐車以外の使用は、ご容赦願います。
 - ⑨ 許可なく建物又は敷地内において物品を販売しないで下さい。
 - ⑩ その他の管理上必要な指示に従って下さい。
- ①～⑩の項目について、申請者のみならず、全関係者ならびに参加者に周知徹底させて下さい。

※設営・撤収時等、随時、巡視させて頂きます。撤収後、双方立会いを実施し引渡しと致します。

使用後、補修が必要となった場合、申請者において責任をもって復旧させること。
また、やむなく当組合にて復旧作業を行った場合、実費請求と致します。

以上、緑豊かな施設として育てていくことに賛同される方へ、許認可させて頂きます。